

長万部町空家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に存在する老朽化が著しく、周辺の生活環境や地域に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある空家等の除却促進を図り、地域住民の安全安心を確保することを目的に、空家等の除却に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等であり、概ね1年以上居住がない又はその他の使用実績がないものをいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者（個人に限る。）若しくは相続権を有する者又はその他町長が認める者をいう。
- (3) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、長万部町空家住宅不良度判定表（別表1～3）において評点が100点以上のものをいう。

(補助対象空家等)

第3条 長万部町空家等除却支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 長万部町内に位置する空家等で、個人所有の住宅であること
- (2) 概ね1年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと
- (3) 他の公的な制度による補助対象又は公共事業等の移転補償対象となっていないもの
- (4) 不良住宅と判定された空家等

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 補助対象空家等の所有者等又は所有権を有する者が複数人いる場合にあつては、その全員の同意を得られた者
- (2) 補助対象空家等の相続権を有する者が複数人いる場合にあつては、その全員の同意を得られた者
- (3) 前各号に該当する者から委任を受けた者

2 前項に規定する補助対象者が属する世帯の構成員のうち、次の各号に該当する者がい

る場合は補助金を交付しない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 長万部町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第1号又は第2号及び第3号に規定する者

（補助事業）

第5条 補助事業は、補助金の交付対象となる事業をいい、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 建て替えを目的とした除却でないもの
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条に基づく登録を受けている者であって、町内に本社、支店若しくは営業所を置く事業者又は町内に住所を有する個人の事業者（以下「解体事業者等」という。）に請け負わせること。
- (3) 補助金の交付申請年度の12月末日までに完了するもの。

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる要件を満たす空家等の除去工事にかかる経費とし、立木及び家財等動産の処分費は補助対象経費に含めないものとする。

（補助金の額）

第7条 補助対象空家等の主たる用途が居住の用に供する一戸建て専用住宅（併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。）、長屋又は共同住宅の場合の補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象空家等の除却に要する対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
- (2) 補助対象空家等の除却面積に、国土交通大臣が定める標準除却工事費を乗じた額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
- (3) 60万円

（事前調査）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条の申請の前に、長万部町空家等除却支援事業補助空家等事前調査申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出し事前調査を申し出なければならない。

- (1) 補助対象空家等の位置図、配置図、各階平面図
- (2) 補助対象空家等の2面以上の全景写真

- 2 町長は、前項の規定による申出があったときは、空家の不良度等の現地調査を行い、補助対象空家等に該当するか否かについて判断するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、長万部町空家等除却支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 空家等除却支援事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (3) 補助対象空家等の不動産登記事項証明書の全部事項証明書（建物）、未登記の場合は固定資産評価証明書
- (4) 住民票の写し
- (5) 町税に滞納がない証明書
- (6) 解体事業者等の要件を満たすことを証する書類
- (7) 補助対象空家等の除却に要する費用の見積書
- (8) 相続人が申請をする場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人全員の委任状（様式第5号）及び印鑑証明書
- (9) 委任を受けた代理人が手続きをする場合は、所有者又は相続人全員の委任状（様式第5号）及び印鑑証明書
- (10) 補助対象空家等に所有権以外の権利が設定されている場合は権利者の同意書及び印鑑証明書
- (11) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定し、長万部町空家等除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、長万部町空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、補助金を交付すると決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付し、又は補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助事業の着手)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1項の規定による通知を受けた日以降に、補助事業に係る工事の契約を締結し、着手しなければならない。

(補助金の変更申請)

第12条 交付決定者は、補助事業に係る工事の内容若しくは工事費等を変更又は中止しようとするときは、長万部町空家等除却支援事業変更（中止）承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）空家等除却支援事業実施変更計画書（様式第3号）
- （2）変更内容に係る第8条に規定する書類
- （3）その他町長が必要と認める書類

（補助金の変更決定等）

第13条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付決定変更の可否を承認したときは、長万部町空家等除却支援事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による承認をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は申請に係る事項について修正を加えて通知することができる。

（完了実績報告）

第14条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了した日から30日以内に、長万部町空家等除却支援事業補助金完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）工事請負契約書の写し
- （2）工事写真（施工前及び施工後）
- （3）工事代金の領収書又は請求書の写し
- （4）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第15条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その関係書類を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、長万部町空家等除却支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知書を受領後速やかに、長万部町空家等除却支援事業補助金請求書（様式第12号）により補助金の交付を町長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 町長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、長万部町空家等除却支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他により補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金を他の用途に使用したとき
- （3）補助金の交付決定の内容又はこれらに付した条件に反したとき
- （4）その他町長が特に必要と認める事由が生じたとき

（補助金の返還）

第19条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付がされているときは、交付決定者に対し、長万部町空家等除却支援事業補助金返還請求書（様式第14号）により既に補助した額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。